第８回境港市農業委員会総会議事録

１．開催日時　令和６年８月９日（金）　午後１時３０分から午後２時３０分まで

２．開催場所　境港市役所　第１会議室

３．出席委員（１２人）

会長（議長）	９番	足　立　晋　哉
農業委員	１番	河　岡　　誠
	２番	足　立　恵　子
	３番	阿　部　和　夫
	４番	橋　本　正　之
	６番	足　立　恵　一
	７番	佐々木　　隆
	８番	梶　谷　重　幸
最適化推進委員	１０番	濵　田　　孝
	１１番	角　　興
	１２番	築　谷　敏　樹
	１３番	永　井　和　人

４．欠席委員　　５番　　古　徳　哲　郎

５．農業委員会事務局職員

事務局長　　武　良　　収

主　幹　　西　　洋　平

６．議事日程

第１　議事録署名委員の指名

第２　会務報告

第３　議案審議及び報告

議案第２６号　農地法第５条の規定による許可申請書について

議案第２７号　農用地利用集積計画（案）について

議案第２８号　農用地利用集積等促進計画（案）について

報告第２１号　農地法第１８条第６項の規定による通知書

報告第２２号　農地法第４条第１項第７号の規定による届出について

報告第２３号　農地法第５条第１項第６号の規定による届出について
報告第２４号　公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について

７．会議の概要

議　　長　ただ今から、令和６年第８回境港市農業委員会総会を開会いたします。
欠席遅刻委員ですが古徳委員が欠席です。
議事録署名委員について、議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　それでは、６番足立惠一委員、７番佐々木委員にお願いします。
続いて、会務報告を行います。

（会長から次の事項について会務報告）
令和６年７月２２日（月）常設審議委員会（会長）
令和６年７月３１日（水）地域計画説明会（干拓地）
令和６年８月　２日（金）鳥取県農業委員会会長協議会役員会・監査会（会長）

干拓地区の地域計画説明会については事務局より説明をお願いします。

事 務 局　７月３１日に渡町の JA の支所、２階にて干拓地区の地域計画説明会を行いました。地域計画とは将来の農地の貸し借りの地図を作るもので、そのための説明および今後の目標地図の作成のための話をしました。干拓には協議会がございますので、そちらと引き続き協議をしながら作成していくという話になりました。市内は全域を一つの地図にまとめて、策定する予定です。農業委員、推進委員の皆様の担当地区でも農家さんに集まってもらって、今後の検討をしていく予定です。説明会で詳しくご説明いたしますが、計画通りに必ず進めないといけないというわけではありません。人農地プランを進めたような形になります。また、農業委員さんのお力を借りながら進めていく予定ですのでよろしくお願いします。

議　　長　以上のことでご質問等ございましたらお願いいたします。ないようですので、議案審議に入ります。議案第２６号「農地法第５条の規定による許可申請書について」を事務局より説明をお願いします。

事 務 局　議案第２６号「農地法第５条の規定による許可申請書について」を説明させていただきます。議案の１ページから２ページになります。今回２件申請が出てきております。（番号１）は譲渡人が渡町のＡさん、譲受人が湯梨浜町のＢさんです。所在は渡町、畑、２６７㎡です。２ページをご覧ください。３中の南側Ｃの北側の土地になります。申請理由としましては、専用住宅敷地として使われるということです。申請地周辺の農地区分につきましては、第３種農地に該当いたします。資力及び信用につきましては、貸付証明書と金融機関から残高証明書が提出されております。遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。土地改良区の同意の意見書は添付されております。計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から適当と思われます。周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防止措置といたしまして、コンクリートブロック壁とフェンスを設けるとのことです。現地調査は、角委員、濱田委員にお願いしました。以上です。

議　　長　議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

濱田委員　７月３０日に事務局と現地調査を行いました。３中の東側に大きな道が通っていまして、そこを南に４００メートル行ったところに東西に道が通っています。その通りを西に１００メートルほど行ったところの南に２件家が建っています。その家の間に３０メートルほどの進入路ができていまして、その突き当りが申請地です。２件の家の東側の建物の南で、その西側も家が建っており、周辺が家に囲まれているということで問題ないと思われます。以上です。

議　　長　議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。ないようですので、採決をとります。原案に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　全員賛成ですので、申請番号１は原案のとおり決定されました。

事 務 局　続きまして、（番号２）の説明をさせていただきます。譲渡人が渡町の松本さん、譲受人が米子市のＤさん、Ｅさんです。所在は申請番号１番の南側で、渡町、畑、２６９㎡、渡町、畑、４０３㎡、合計２筆で６７２㎡です。申請理由は申請地を売買により所有権移転をし、専用住宅敷地として使われるということです。申請地周辺の農地区分につきましては、第３種農地に該当い

たします。資力及び信用につきましては、事前審査で内諾が出ております。遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。土地改良区の同意の意見書は添付されております。計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から適当と思われます。周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防止措置といたしまして、コンクリートブロック壁を設けるということです。現地調査は同様に、角委員、濱田委員にお願いしました。以上です。

議　　長　議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

濱田委員　現地調査の報告を行います。申請番号１とほとんど同じところです。３中から１５０メートルほど南に行ったところです。南側に進入路を作って、奥側に家を建てるとのことです。住宅街になっていますので、問題ないかと思います。

角 委 員　進入路と奥と別れて二筆になっていますか。

事 務 局　今年の７月に分筆しております。奥に家を建てるために進入路を分筆してその分だけ転用をかけております。

角 委 員　ひとつ前の申請なのですが、進入路は共有ですか。

事 務 局　進入路は隣の家の方と共有になっております。地図には載ってないのですが、地図の白い部分にも、すでに家が建っております。その方と共有されます。

会　　長　申請番号２について、進入路部分のみを分筆したということですか。

事 務 局　手前側白く残っているところ、その奥で申請が上がっているところ、細長く進入路になっているところを分筆して、奥に行ける道を確保して申請されております

会　　長　実際に家が建つのは４００平米のところですか。

事 務 局　はいそのとおりです。

角 委 員　農地を農地として買ってから転用できるまでの期間は決まっていますか。

事 務 局　農地法ではすぐに転用してはいけないという縛りはありません。ただ、他市

町村でもそうですが、境港市でも一度は作付けてもらって、水はけが悪かったなどでやむなく申請を出すということであれば、その都度審査をします。ただ、法律で同行ではなく、境港市としては、状況に応じてですが、転用目的の形で農地を取得できないようにお話させていただいております。

角 委 員　何年でと決まっているわけではないということですね。

事 務 局　はい。何年間しないといけないということはないです。ただ、３条で農地を取得した場合は、１年間の営農計画を提出してもらいますので、とりあえずはその計画に沿ってやってもらいます。露地野菜を栽培しますということであれば、耕耘や収穫の計画を出してもらい、それに沿ってやってください、というようにお話をしております。転用目的での３条の申請の相談があったときは、事務局では断っております。

角 委 員　今後、転用目的で農地を取得するということが危惧されます。

事 務 局　農地法の許可区分で、許可条件を満たしておられると、申請を断ることができないので、集団的な農地の利用の仕方や優良な農地であれば、農業委員さんの方で、審議をしていただいて、進達ができないということは可能です。

議　　長　他にご意見、ご質問がありましたらお願いします。ないようですので、採決をとります。原案に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　全員賛成ですので、申請番号２は原案のとおり決定されました。続きまして議案２７号「農用地利用集積計画（案）について」説明をお願いいたします。

事 務 局　続きまして議案第２７号「農用地利用集積計画（案）について」説明いたします。中海干拓の１筆をＦさんにお貸しされるという、利用権の設定になっております。以上でございます。

議　　長　議案の説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。ないようですので、採決をとります。原案に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　全員賛成ですので、原案のとおり決定されました。続きまして議案第２８号「農用地利用集積等促進計画（案）について」説明をお願いいたします。

事 務 局　それでは、議案第２８号「農用地利用集積等促進計画（案）について」説明いたします。今回は１０件ございます。５件の新規で、４件の付替えでと１件の更新となっています。以上です。

議　　長　議案の説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。ないようですので、採決をとります。原案に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　全員賛成ですので、原案のとおり決定されました。

議　　長　６番の報告をお願いいたします。

（事務局から次の事項について報告）

報告第２１号　農地法第１８条第６項の規定による通知書
報告第２２号　農地法第４条第１項第７号の規定による届出について
報告第２３号　農地法第５条第１項第６号の規定による届出について
報告第２４号　公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について

（事務局からその他項目について説明）

・今後の予定

〇第９回境港市農業委員会総会（第１会議室）令和６年８月１６日(金)
※新委員対象
◆午前１１時００分～　辞令交付式、総会
※農業委員のみ出席
◆午後　１時３０分～　総会、研修会
※全員出席

〇常設審議委員会
農業委員会会長・事務局長会議
県会長協議会総会（会長・事務局長）　令和６年８月２２日(木)

〇第１０回境港市農業委員会総会（第１会議室）
◆午後　１時３０分～　令和６年９月１０日(火)

・農業委員会情報　市報８月号「農地や用水路への不法投棄について」
市報９月号「農地パトロールの実施について」予定

・令和５年度実施状況の公表

・令和６年度最適化活動の目標の設定

議　　長　以上で本日の審議は終了いたしましたが、その他に皆さんの方からございませんか。

議　　長　それでは以上をもちまして令和６年第８回境港市農業委員会総会を閉会します。

令和６年８月９日

境港市農業委員会

議　　長

署名委員

署名委員